

令和4年度貝毒検査結果

結果判明日	採取日	種類	地区	麻痺性貝毒	下痢性貝毒
5月6日	4月26日	アサリ	木更津南部	—	不検出
5月6日	4月26日	アサリ	木更津北部	—	不検出
5月2日	4月25日	ホンビノスガイ	千葉北部	—	不検出
5月2日	4月25日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
5月2日	4月25日	コタマガイ	九十九里	不検出	不検出
5月2日	4月25日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
4月26日	4月20日	アサリ	富津	—	不検出
4月19日	4月13日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出
4月18日	4月12日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
4月18日	4月12日	アサリ	富津	不検出	不検出
4月18日	4月12日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
4月18日	4月12日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出

注1) 不検出とは、試験方法で正確に定量できる最低濃度未満のことをいい、最低濃度は麻痺性が1.8MU/g、下痢性が0.01mgOA当量/kgである。

注2) 麻痺性貝毒の検査は「食品衛生検査指針（理化学編）」（2005年、厚生労働省監修、社団法人日本食品衛生協会発行）に定める方法による。

注3) 下痢性貝毒の検査は「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（平成27年3月6日付け食安基発0306第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連盟通知）に定める方法による。

注4) 可食部について検査を実施した。

注5) 検査実施機関：一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター